

沖縄県立沖縄ろう学校寄宿舎管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校管理規則第75条の規定に基づき、沖縄県立沖縄ろう学校の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針と指導目標)

第2条 本校の教育目標に基づき、楽しく寄宿舎生活を営むことを通して、協調性・自立心を育て、生活能力を高めるとともに豊かに生きる力を身につける。

- (1) 基本的な生活習慣を身につけ、社会自立できる児童生徒。
- (2) 規律を守り、楽しく生活ができる児童生徒。
- (3) 健康で安全な生活ができる児童生徒。
- (4) 自学自習ができる児童生徒。
- (5) 仲間を思いやり、協力する児童生徒。

(入舎選考)

第3条 入舎選考については、入舎選考委員会で審議し、校長が決定する。

(入舎選考委員会)

第4条 入舎選考委員会の構成は、校長、教頭、事務長、各学部主事、寮務主任、寄宿舎指導員（庶務係）、養護教諭、教育支援部主任（コーディネーター）とし、委員長は校長とする。

(入舎対象)

第5条 入舎対象は、本校に在籍する小学部、中学部、高等部の児童生徒とする。

(入舎選考基準)

第6条 寄宿舎に入舎を希望する児童生徒の選考にあたっては「より多くの児童生徒が寄宿舎での生活指導が受けられるようにする」「高等部卒業後の自立、社会参加を目指す」の観点から、次の入舎選考基準を設ける。

- (1) 遠隔地（離島・スクールバスコースから遠い地域）で通学が困難な児童生徒。

(遠隔地の定義)

下記、①②のいずれか一つが該当すると遠隔地とする。

- ① 生活根拠地から学校まで20キロ以上離れている児童生徒。
- ② 自宅から学校までの通学時間が片道1時間以上の小学部児童、片道1時間30分以上の中・高等部生。（乗り換え等も考慮する）

※通学時間は、公共機関（バス、モノレール）で計算する。

- (2) 入舎未経験で、より高学年の生徒。
- (3) 家庭環境や生活実態等から入舎することが適当と認められる児童生徒。但し、年齢や学年に応じて心理的安定や発達段階を熟考し、慎重に審議していくものとする。

(4)その他、学校長が必要とみとめる児童生徒。

2 前項の(1)(2)(3)(4)に該当する場合であっても下記の事項に該当する場合には、生活全般での安全・健康管理などの対応等から慎重に検討し、総合的に入舎の可否を判断する。

(1)医療行為が必要とされ、薬物管理が著しく困難な児童生徒。

(2)睡眠障害が著しい児童生徒。

(3)特別食による対応が必要な児童生徒。

(4)寄宿舎の集団生活において支障をきたすことが予想される児童生徒。

(5)夜間や緊急時の保護者による対応が著しく困難な場合。

(6)運営規則及び誓約書に記された事項を遵守、履行なされない場合。

(7)緊急時、職員の指示を受け、一緒に行動することが著しく難しい児童生徒。

(入舎定員)

第7条 入舎定員は16名とする(男子8名 女子8名)。

(在舎期間)

第8条 在舎期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、学年修了をもって全員退舎とする。

(入舎日および退舎日)

第9条 入舎および退舎日は次のとおりとする。

(1)入舎日

小中学部および高等部の1年生は入学式の日を入舎日とし、他の児童生徒は始業式の日を入舎日とする。

(2)退舎日

小中学部および高等部の卒業生は卒業式の日を退舎日とし、他の児童生徒については、修了式の日を退舎日とする。

(退舎)

第10条 原則として中途退舎は認めない。ただし、特別の事由により、保護者から退舎の申し出があった場合は退舎することができる。また、以下の場合において、校長は退舎もしくは一時退舎をさせることができる。

(1)疾病により集団生活が困難な場合。

(2)情緒の安定を欠き集団生活を乱す状態が続く場合。

(3)保護者が当該寄宿舎運営規則および入舎誓約を果たさない場合。

(4)その他、学校長が寄宿舎生活に不相当と認めた場合。

2 特別の事由により保護者が退舎を申し出る場合は、退舎許可願を校長に提出しなければならない。

(欠員の取り扱い)

第11条 年度始めに入舎定員割れが生じた場合、もしくは途中退舎により欠員が生じた場合は、校長の判断により追加募集を行う。入舎希望の児童生徒がある場合は入舎選考委員会を開催する。

(帰宅日)

第12条 夏季、冬季、学年始・学年末の長期休業期間中は閉舎とし、帰宅日は次のとおりとする。

- (1) 基本的に土・日曜日・公休日は閉舎日のため金曜日及び公休日の前日を帰宅日とする。ただし、保護者の生活居住地在現に離島にある児童生徒については、諸状況・条件を勘案し、その帰宅日の在り方について、校長が決定する。
- (2) 行事によって帰宅日が変更になる場合がある。
- (3) 高校入学試験期間中の高等部生は、試験前日から終了日までの3日間帰宅日とする。
- (4) 高校入学試験期間中の受検生は、試験前日から終了日までの3日間帰宅日とする。ただし、生活居住地在現に離島又は遠隔地にある生徒については、諸状況・条件を勘案し、その帰宅日の在り方について、校長が決定する。
※遠隔地とは、(入舎選考基準)第6条(1)
遠隔地(離島・スクールバスコースから遠い地域)で通学が困難な児童生徒。
(遠隔地の定義)に準ずる。
- (5) 暴風警報の発令や自然災害発生の予報等により、校長が閉舎を決定したとき。

(帰舎日)

第13条 帰舎日は、月曜日、公休日の翌日、学期の初日。ただし、保護者の生活居住地在現に離島にある児童生徒については、諸状況・条件を勘案しその帰舎日の在り方について校長が決める。

(健康に関すること)

第14条 疾病の通院・治療及び自宅療養については、次のとおりとする。

- (1) 伝染病に感染した時や他の児童生徒への感染の恐れがある場合には、本人の健康保持と他への感染を未然に防ぐことを考慮し、帰宅とする。
- (2) 病気が完治し帰舎するときは、必要に応じて医師の完治証明書を提出する。
- (3) 発熱(37.5度以上)や体調が悪くなった時は、健康保持のため帰宅とする。

(舎費)

第15条 寄宿舎生活を円滑に進めていくために入舎生(保護者)から舎費を徴収する。

2 舎費は年間3万円程度とし、学期毎に分割して徴収する。

附 則

- 1 この規則は、沖縄県立沖縄ろう学校寄宿舎の入舎選考内規を改正し、名称を沖縄県立沖縄ろう学校寄宿舎管理運営規則とする。
- 2 この規則は、平成26年1月14日より施行する。
- 3 この規則の一部を下記の通り平成28年11月14日に改正する。
 - (1) 第4条 養護教諭の後に教育支援部主任(コーディネーター)を挿入する。
 - (2) 第6条 (入舎選考基準と優先順位)の、と優先順位を削除する。
入舎選考基準および優先順位の、および優先順位を削除する。
 - (3) 第6条 第1、第2、第3とある文言を(1)、(2)、(3)に変更する。
 - (4) 第6条2の(1)「医療行為が必要とされる児童生徒」を、「医療行為が必要とされ、薬物管理が著しく困難な児童生徒」に変更する。
 - (5) 第6条2の(2)「疾病による食事療法」を、「特別食による対応が困難な場合」に変更する。

第6条2の(2)「薬物管理が著しく困難な児童生徒」を、(1)の医療行為が必要とされの文言のあと記入する。

第6条2の(3)「集団生活において、他の入舎生に危害を加える恐れのある児童生徒」を、「寄宿舍生活において支障をきたすことが予想される児童生徒」に変更する。

(6)第9条の(2)「高等部卒業生は」を、「小中学部および高等部の卒業生は」に変更する。

4 この規則の一部を平成29年11月22日改正する

(1)第3条 組織し、当委員会では削除。入舎選考委員会で審議し、校長が決定する。に変更。

(2)第6条 (3)その他を削除し、「(4)その他、学校長が必要とみとめられる生徒。」を挿入。

(3)第6条2の(2)睡眠障害の著しい場合や、特別食による対応が困難な児童生徒。を(2)睡眠障害が著しい児童生徒。(3)特別食による対応が困難な児童生徒。項目を分ける。

(5)第6条2の(4)夜間や緊急時の対応が著しく困難な児童生徒を「夜間や緊急時に保護者による対応が著しく困難な場合」に変更。

(6)第6条2の(5)履行がなされない恐れのある環境下にあると認められる児童生徒。の文言を履行されない場合に変更。

(7)第10条(4)その他を削除。「(4)学校長が、寄宿舍生活に不相当と認められた場合。」に変更。

(8)第12条(2)とし、「行事によって帰宅日に変更になる場合がある。」を挿入。

5 この規則の一部を下記の通り令和3年1月27日に改正する。令和3年4月1日より施行。

(1)第6条(1)に新たに(遠隔地の定義)を挿入する。

(2)第12条(3)を削除。新たに(3)(4)に改正する。(4)は、(5)に変更する。

6 この規則の一部を下記の通り令和7年11月14日に改正する。

(1)第6条の(3)に「但し、年齢や学年に応じて心理的安定や発達段階を熟考し、慎重に審議していくものとする。」を挿入する。

(2)第6条2の(3)「対応が困難な」を「対応が必要な」に変更。

(3)第6条2の(4)「寄宿舍生活において」を「寄宿舍の集団生活において」に変更。

(4)第6条2の(7)を新たに挿入。